

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和4年11月1日

株式会社ピアズ

令和4年11月1日

吸収合併に関する事後開示事項

東京都港区西新橋二丁目9番1号
PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役社長 桑野 隆司

当社は、令和4年9月13日付で当社と株式会社OneColors（以下「OneColors」といいます。）の間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年11月11日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、OneColorsを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1 本件吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

令和4年11月1日

2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の2)

OneColorsは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)

OneColorsは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)

OneColorsは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について(会社法第789条)

OneColorsは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2022年9月28日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第796条の2)

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第797条)

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、

該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について(会社法第799条)

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2022年9月28日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、OneColorsの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6 会社法第921条の変更の登記(吸収合併による変更の登記)をした日(会社法施行規則第200条第6号)

令和4年11月11日(予定)

7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

令和4年9月28日

東京都港区西新橋二丁目9番1号
PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役社長 桑野 隆司

東京都港区西新橋二丁目9番1号
PMO西新橋ビル5階
株式会社OneColors
代表取締役 末廣 樹理菜

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社ピアズ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社OneColors（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議等必要な手続を経て、令和4年9月13日付吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、令和4年11月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併です。本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1（吸収合併契約書の写し）のとおりです（会社法第782条第1項、同法第794条第1項）。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません（会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号）。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第2号）。

4 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号）。

5 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

ます。なお、吸収合併存続会社は、最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（会社法施行規則第191条第3号及び同第5号）。

（2）吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収消滅存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2（計算書類）のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません（会社法施行規則第182条第1項第4号）。

6 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断します（会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号）。

7 補足

以上の記載内容に変更が生じた場合、変更が生じた事実及びその内容をただちに開示いたします（会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号）。

以 上

吸収合併契約書

株式会社ピアズ(以下、「甲」という。)と株式会社OneColors(以下、「乙」という。)は、両者の合併に関し、次のとおり合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が乙の権利義務の全部を承継する(以下、「本合併」という。)

第 2 条 (合併をする会社の商号及び住所)

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号 株式会社ピアズ

住所 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階

② 吸収合併消滅会社

商号 株式会社OneColors

住所 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階

第 3 条 (交付する金銭等)

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価の交付を行わない。

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。ただし、効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議のうえこれを変更することができる。

第 5 条 (効力発生日)

本合併の効力発生日は令和4年11月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第 6 条 (株主総会の承認)

1 乙は、会社法784条1項の規定により合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

2 甲は、会社法796条第2項の規定により、合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第 7 条 (会社の財産の承継)

乙は、令和3年9月30日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第 8 条 (会社財産に対する善管注意義務等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第 9 条 (従業員の処遇)

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐ。その際の細目については甲及び乙が協議して定める。

第 10 条 (合併条件の変更、合併契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、経営環境の変化、業績の著しい変動、若しくは天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産、若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、協議の上で合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和4年9月13日

甲 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役 桑野 隆司

乙 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階
株式会社OneColors
代表取締役 末廣 樹理菜

貸借対照表

未承認伝票を含む
株式会社OneColors

当期 令和 3年 9月30日 現在			
区分	金額 (千円)	区分	金額 (千円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	34,151	買掛金	2,083
売掛金	24,557	未払金	5,129
前払費用	4,104	未払費用	3,662
流動資産合計	62,813	未払法人税等	5,196
固定資産		未払消費税等	4,359
有形固定資産		預り金	935
工具器具備品	150	流動負債合計	21,366
減価償却累計額	△12	負債合計	21,366
有形固定資産合計	137	(純資産の部)	
投資その他の資産		株主資本	
長期繰延税金資産	487	資本金	5,000
投資その他の資産合計	487	資本剰余金	
固定資産合計	625	資本準備金	5,000
		資本剰余金合計	5,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	32,072
		利益剰余金合計	32,072
		株主資本合計	42,072
		純資産合計	42,072
資産合計	63,438	負債・純資産合計	63,438

損益計算書

未承認伝票を含む
株式会社OneColors

区分	当期	
	自 令和 2年10月 1日 至 令和 3年 9月30日	
	金額 (千円)	百分比 (%)
売上高		135,803 100.0
売上原価		
仕入高	19,415	
外注費	13,923	
給与手当 (原価)	24,679	
賞与 (原価)	700	
法定福利費 (原価)	3,550	
旅費交通費 (現場)	153	62,423 46.0
売上総利益金額		73,379 54.0
販売費及び 一般管理費		40,513 29.8
営業利益金額		32,866 24.2
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0 0.0
営業外費用		
支払利息	0	0 0.0
経常利益金額		32,866 24.2
税引前 当期純利益金額		32,866 24.2
法人税、住民税及び 事業税	9,028	
法人税等調整額	△487	8,540 6.3
当期純利益金額		24,325 17.9

販売費及び一般管理費明細書

未承認伝票を含む

株式会社OneColors

区分	当期		構成比 (%)
	自 令和 2年10月 1日	至 令和 3年 9月30日	
	金額 (千円)		
役員報酬	3,150		7.8
法定福利費	473		1.2
福利厚生費	410		1.0
旅費交通費	1,205		3.0
通信費	157		0.4
交際費	1,970		4.9
会議費	145		0.4
減価償却費	12		0.0
地代家賃	10		0.0
修繕費	150		0.4
支払報酬	10,438		25.8
消耗品費	328		0.8
租税公課	67		0.2
広告宣伝費	15,444		38.1
支払手数料	6,191		15.3
諸会費	330		0.8
新聞図書費	26		0.1
合計		40,513	100.0

株主資本等変動計算書

未承認伝票を含む
株式会社OneColors

当事業年度（自 令和 2年10月 1日 至 令和 3年 9月30日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高 (千円)	5,000	5,000	5,000	7,746	7,746	17,746	17,746
当期変動額							
当期純利益				24,325	24,325	24,325	24,325
当期変動額合計 (千円)	-	-	-	24,325	24,325	24,325	24,325
当期末残高 (千円)	5,000	5,000	5,000	32,072	32,072	42,072	42,072